

一関地区広域行政組合議会会議録

令和8年3月24日招集
第61回 定例会

一関地区広域行政組合議会

目 次

審議結果	4
議事日程	6
開会及び会議宣言	8
会議録署名議員の指名（森英隆君・佐藤敬一郎君）	8
会期の決定	8
施策の推進方針の表明	8
一般質問	11

☆ 齋 藤 禎 弘 君	11
-------------	----

1 介護保険事業について

2000年4月に施行された介護保険は25年を経過した

この間、政府は給付を削り、利用者負担を増やす制度改悪を繰り返してきた

その結果、全国では経済的な事情により必要なサービスを利用できないケースが後を絶たず、家族の介護を理由とした「介護離職」は年間10万人前後で推移している

一方、介護事業者は低介護報酬のもとでの経営難と慢性的な人手不足により、2024年の倒産・廃業件数は過去最多を記録した

現在、介護保険法の見直しが審議会での検討がスタートしているが、介護現場や利用者・家族の困難がかつてなく広がる中、介護労働者の抜本的な処遇改善、介護報酬の底上げや費用負担の軽減など介護保険制度の大幅な改善が求められている

(1) 介護保険料の滞納状況と差押処分について、保険料の段階別の状況について、近年の動向と併せて伺う

(2) 保険料について、引き下げるべきと考えるが、いかがか伺う

(3) 過去5年間で事業を廃止した訪問介護事業所数と開業した訪問介護事業所数について伺う

(4) ケアマネジャーのシャドーワークについて組合の認識を伺う

(5) 第9期介護保険事業計画では、訪問介護報酬が引き下げられたが、管内の訪問介護事業者の経営状況について伺う

(6) 訪問介護事業所において、特定事業所加算を受けている事業所の状況について伺う

(7) 介護保険給付費準備基金などを活用し、訪問介護報酬引下げによる減収分を補填するべきと考えるが、いかがか伺う

(8) 訪問介護において、移動距離に応じた支援をするべきと考えるが、いかがか伺う

(9) 介護人材確保のため、募集に係る経費や、職員の賃金の補填などの支援策を取るべきと考えるが、いかがか伺う

☆ 千 葉 栄 生 君	23
-------------	----

1 新最終処分場建設における住民合意と信頼関係の構築について

(1) 住民説明会など住民理解促進の総括について伺う

(2) 住民理解向上に向けた今後の取組について伺う

2 一般廃棄物の減量化への取組について

(1) 一般廃棄物処理の減量化に向けた取組の現状と課題について伺う

(2) 今後の減量化に向けての取組について伺う

議案第1号	一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	31
議案第2号	令和7年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第2号)……………	33
議案第3号	令和7年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第2号)……………	33
議案第4号	令和8年度一関地区広域行政組合一般会計予算……………	35
議案第5号	令和8年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算……………	35
議案第6号	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等建設工事の請負契約の締結について……………	39
議案第7号	和解について……………	40

第 61 回 定 例 会 日 程 表

令和 8 年 3 月 24 日

日 次	月 日	曜 日	開議時間	会 議 別	議 事
1	3 月 24 日	火	午前 10 時	本 会 議	会議録署名議員の指名 会期の決定 施策の推進方針の表明 一般質問 議案審議

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
議案第 1 号	一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	3月24日	原案可決
議案第 2 号	令和7年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第2号)	3月24日	原案可決
議案第 3 号	令和7年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第2号)	3月24日	原案可決
議案第 4 号	令和8年度一関地区広域行政組合一般会計予算	3月24日	原案可決
議案第 5 号	令和8年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算	3月24日	原案可決
議案第 6 号	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等建設工事の請負契約の締結について	3月24日	原案可決
議案第 7 号	和解について	3月24日	原案可決

受理した議案

- 議案第 1 号 一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 号 令和 7 年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第 2 号)
- 議案第 3 号 令和 7 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第 2 号)
- 議案第 4 号 令和 8 年度一関地区広域行政組合一般会計予算
- 議案第 5 号 令和 8 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算
- 議案第 6 号 エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等建設工事の請負契約の締結について
- 議案第 7 号 和解について

議 事 日 程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		施策の推進方針の表明
日程第 4		一般質問
日程第 5	議案第 1 号	一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第 2 号	令和 7 年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第 2 号)
日程第 7	議案第 3 号	令和 7 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第 2 号)
日程第 8	議案第 4 号	令和 8 年度一関地区広域行政組合一般会計予算
日程第 9	議案第 5 号	令和 8 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算
日程第 1 0	議案第 6 号	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等建設工事の請負契約締結について
日程第 1 1	議案第 7 号	和解について

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

令和 8 年 3 月 24 日 午前 10 時開議

定例会・臨時会の別 定例会
告示年月日 令和 8 年 2 月 19 日
告示番号 第 11 号
招集日時 令和 8 年 3 月 24 日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（18名）

1 番	千 葉 多嘉男 君	2 番	森 英 隆 君	3 番	千 葉 ちあき 君
4 番	千 葉 栄 生 君	5 番	千 葉 誠 君	6 番	佐 藤 幸 淑 君
7 番	皆 川 千 秋 君	8 番	石 黒 一 広 君	9 番	齋 藤 禎 弘 君
1 0 番	猪 股 晃 君	1 1 番	千 葉 信 吉 君	1 2 番	那 須 勇 君
1 3 番	門 馬 功 君	1 4 番	佐 藤 浩 君	1 5 番	佐 藤 敬一郎 君
1 6 番	小野寺 道 雄 君	1 7 番	真 竈 光 幸 君	1 8 番	岩 渕 優 君

欠席議員（0名）

職務のため出席した職員

議会事務局長	細 川 了 子	議会事務局次長	畠 山 学
議会事務局長補佐	栃 澤 嘉 幸		

説明のため出席した者

管理者	佐 藤 善 仁 君	副管理者	青 木 幸 保 君
副管理者	石 川 隆 明 君	広域行政組合事務局長	佐 藤 正 幸 君
介護保険担当参事	山 形 雅 彦 君	環境衛生担当参事	菅 原 稔 君
広域行政組合事務局次長 兼 介 護 保 険 課 長	及 川 久美子 君	広域行政組合事務局次長 一関清掃センター所長	菅 原 彰 君
総務管理課	西 山 朋 志 君	一関西部地域包括支援 センター所長	小野寺 久 美 君
一関東部地域包括支援 センター所長	佐 藤 恵 美 君	大東清掃センター所長 兼川崎清掃センター所長	蜂 谷 敏 志 君
介護福祉主幹	菅 野 文 子 君	環境衛生主幹	伊 藤 正 幸 君
会計管理者	中 村 由美子 君	監査委員	及 川 弘 人 君
監査委員事務局	及 川 和 美 君		

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

第61回広域行政組合議会定例会

令和 8 年 3 月 24 日

午前10時00分 開 会

会議の議事

議 長（岩淵優君） ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達しておりますので、令和 8 年 2 月 19 日一関地区広域行政組合告示第11号をもって招集の、第61回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

この際、御報告を申し上げます。

管理者提案 7 件を受理しました。

次に、管理者から令和 8 年度当初予算提案に当たり、令和 8 年度施策の推進方針の表明の申出がありました。

次に、齋藤禎弘君ほか 1 名から一般質問の通告があり、管理者に回付しました。

次に、及川監査委員ほか 1 名から提出の監査報告書 4 件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付しておりますので、これにより御了承願います。

議 長（岩淵優君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議 長（岩淵優君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

議 長（岩淵優君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議 長（岩淵優君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を 2 名とし、会議規則第81条の規定により、議長において、

2 番 森 英 隆 君

15 番 佐 藤 敬一郎 君

を指名します。

議 長（岩淵優君） 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本定例会の会期は、本日 1 日間といたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（岩淵優君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日間と決定しました。

議 長（岩淵優君） 日程第 3、施策の推進方針の表明について、先刻御報告のとおり管理者から令和 8 年度施策の推進方針の表明の申出がありましたので、この際、これを許します。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 第61回一関地区広域行政組合議会定例会の開会に当たりまして、令和 8 年度の施策の推進方針を申し上げます。

当組合は、一関市及び平泉町からの負託により、一般廃棄物処理などの衛生事務及び介護保険事務の共同処理を行っているところであります。

今後、人口減少がさらに進行する中で、一人一人が安心して生活できる環境を住民の皆様方と整えていくことが重要と考えております。

このことから、当組合は、事務の効果的、効率的な執行と住民福祉の向上に努めるとともに、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsの理念を踏まえ、次の施策を推進してまいります。

まず、衛生事務について申し上げます。

当組合の重点事業として取り組んでおります、一つには、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、以下、新処理施設と申し上げます。もう一つには、マテリアルリサイクル推進施設、以下は新リサイクル施設と申し上げます。そして、一般廃棄物最終処分場、こちらは新最終処分場と申し上げます。この整備につきましては、一関市環境基本計画及び平泉町環境基本計画を踏まえ、環境負荷の低減と施設周辺の生活環境の保全を図ることはもとより、廃棄物を長期にわたって安定的に処理できる施設の実現に向けて取り組んでいるところであります。

当組合では、これらの施設整備を通じ、可燃ごみの焼却処理で発生する熱エネルギーを利用した発電設備や、廃棄物を資源として有効に活用する設備などの整備に加え、太陽光による発電などにより、資源やエネルギーが循環する社会の形成を具現化してまいりたいと考えております。

令和7年度における整備計画の進捗については、まず、新処理施設及び新リサイクル施設の整備では、令和6年度から行っている敷地造成工事と平行して、施設の設計、建設及び運営を行う事業者の選定を行い、令和7年12月に事業者を決定したことから、建設工事の契約締結及び運営委託契約の締結に向けて事務を進めているところであります。

新最終処分場については、造成箇所の立木伐採作業を行っているところであります。令和8年度は、新処理施設及び新リサイクル施設については、敷地造成工事が竣工となるほか、建設工事の設計に着手する予定としております。

新最終処分場については、敷地の造成工事に着手するほか、建設工事の事業者選定の手続を進める予定としております。

これらの事業の実施に当たっては、施設の稼働に向けて、地元住民の皆様との意見交換の場を設けながら、事業の円滑な推進に努めてまいります。

一般廃棄物処理は、住民の皆様の日常生活と関わりが深い業務であります。

現在の施設については、排気ガスや放流水の排出基準値の遵守など、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

舞川清掃センター及び東山清掃センターにおける焼却灰などの埋立てにつきましては、これまでと同様に国のガイドラインに定める方法により適切な管理を行うとともに、環境測定を定期的実施し、その結果を住民の皆様へ広く周知してまいります。

また、廃棄物を資源として活用する取組の一環として、引き続き焼却灰のセメント原料化に取り組んでまいります。

令和4年度に埋立てを終了した花泉清掃センターについては、廃止に向けた所要の手続を進めるとともに、引き続き国の基準に基づき、施設管理を適正に行ってまいります。

一般廃棄物のリサイクルや分別につきましては、家庭や職場での取組が不可欠であることから、これまでと同様に構成市町と連携して3R（スリーアール）に向けた意識啓発を図り、住民の皆様とともに資源化と減量化の促進に取り組んでまいります。

小型家電回収事業につきましても、構成市町と連携して積極的に進めてまいります。

一関清掃センターし尿処理施設につきましては、令和9年度からの施設運転管理業務の委託に向け、準備を進めてまいります。

また、斎苑の運営につきましては、指定管理の継続による管理運営の効率化を図るとともに、

バリアフリー化への対応を進め、利用環境の一層の向上に努めてまいります。

次に、介護保険事務について申し上げます。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月に創設されました。今後も住民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、介護保険の仕組みや適切なサービス利用の周知に努めてまいります。

今後、人口減少及び高齢化がさらに進むと予測される中、当組合管内における65歳以上の高齢者人口の割合は、令和7年12月末現在で39.7%と、前年同期に比べまして0.5ポイント上昇しております。

介護の必要性が増す75歳以上の高齢者の増加に伴う主な課題は、要介護認定者数と介護給付費が増加する見込みであること、認知症者の増加に対応した支援の充実が必要であること、介護従事者が不足していること、この3点と捉えているところであります。

令和6年度から令和8年度を計画期間とする第9期介護保険事業計画は、介護が必要になっても尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを基本理念とし、構成市町が策定する高齢者福祉計画と一体のものとして施策を推進してまいります。

介護保険事業は、75歳以上の高齢者の増加に伴い、将来的に介護ニーズの高まりが予想されることから、中長期的な視点に立った持続可能な事業運営が求められているところです。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるよう、構成市町と連携し、地域包括ケアシステムを推進してまいります。

介護予防や自立支援につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の充実に取り組み、住民の皆様が日々の暮らしを共に支え合う仕組みづくりを進めてまいります。

認知症対策につきましては、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、及び認知症初期集中支援チームが医療機関での受診や介護サービスの利用に適切につなげるなど、本人やその家族を支援してまいります。

介護サービスの基盤となる施設整備につきましては、待機者の推移、介護保険財政への影響などを見据え策定した、第9期介護保険事業計画に基づき、認知症の人や医療的ケアが必要な人への対応を優先し、認知症高齢者グループホーム、及び介護医療院の整備を進めるとともに、地域で暮らし続けることができるよう、看護小規模多機能型居宅介護施設の整備についても、岩手県や構成市町と連携して取り組んでまいります。

人権を守り、人を大切にする質の高い介護サービスを安定的に供給するため、介護人材の育成を目的とした研修会を開催するとともに、感染症対策の徹底と災害への備えについて、事業所に対し助言指導を継続してまいります。

また、令和8年度は、令和9年度から令和11年度までを計画期間とする第10期介護保険事業計画の策定の年となり、要介護の認定者数などを的確に見込み、介護及び介護予防サービスの利用状況、施設整備の状況を勘案して策定を進めてまいります。

以上、令和8年度の施策の方針を申し上げます。

新処理施設、新リサイクル施設及び新最終処分場の整備、第9期介護保険事業計画の着実な推進など、取り組むべき施策は、いずれも住民生活に直接関係する極めて重要なものであります。

私は、組合の管理者として、組合、一関市及び平泉町が一体となり、効果的、効率的な組合運営を行い、地域のよりよい暮らしを目指してまいりたいと考えております。

議員各位並びに住民の皆様様の御理解と御協力をお願い申し上げ、令和8年度の施策の推進方針

といたします。

議長（岩淵優君） 日程第4、一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上発言願います。

なお、時間は60分以内としますので、御留意願います。

また、質問は通告に沿った内容であるとともに、質問、答弁に当たりましては簡潔明瞭に願います。

一問一答方式を選択した場合は一問ずつの質問とし、回数の制限は設けませんが、質問にあつては答弁時間を考慮され質問されるようお願いいたします。

また、答弁に当たりましては、答弁漏れのないように併せてお願いします。

齋藤禎弘君の質問を許します。

齋藤禎弘君の質問通告時間は60分で、一問一答方式です。

9番、齋藤禎弘君。

9 番（齋藤禎弘君） 皆さん、おはようございます。

日本共産党の齋藤禎弘でございます。

通告に沿って、介護保険について9点お尋ねいたします。

2000年4月に施行された介護保険は、まもなく26年を経過しようとしています。制度発足当時と比べると利用者数は3倍以上に増えており、介護問題を社会的課題として対応すべきという認識を国民の中に広げ、より多くの高齢者に公的介護サービスを届ける環境を整えてきたという点では、介護保険は大きな役割を果たしてきました。

しかし、一方で介護をめぐる厳しい現実があります。この間、政府は給付を削り、利用者負担を増やす制度改悪を繰り返してきました。その結果、全国では経済的な事情により必要なサービスを利用できないケースが後を絶たず、家族の介護を理由とした「介護離職」は年間10万人前後で推移しています。

一方、介護事業者は低介護報酬のもとでの経営難と慢性的な人手不足により、2025年の倒産、休廃業、解散件数は過去最多の928件を記録しました。特に深刻なのは、2024年度に介護報酬を引き下げた訪問介護事業者の倒産や休廃業、解散は556件とこちらも過去最多を記録しました。

日本共産党が発行する、しんぶん赤旗の調査によれば、昨年末時点で訪問介護事業所がゼロの自治体は116町村、1つしかない自治体は279市町村に上ります。

また、介護現場の人手不足の最大の原因は、全産業平均より月8万3,000円低いとされる介護職員の低賃金と長時間過密労働です。介護職員の離退職が相次ぎ、現場の人手不足と過重労働が悪化して、さらに職員がやめていくという悪循環です。

そうした中、地域から介護事業がなくなる事態を食い止めようと、自治体が公費を投入して介護職員の賃金や待遇を補償する動きが起こっています。

現在、介護保険法の見直しについて審議会などでの検討がスタートしていますが、介護現場や利用者、家族の困難がかつてなく広がる中、介護労働者の抜本的な処遇改善、介護報酬の底上げや費用負担の軽減など介護保険制度の大幅な改善が求められます。

政府は、介護をはじめ、社会保障は財政危機だと言って、この間、削減と負担増を繰り返してきました。その一方で、安保3文書に基づく戦争国家づくりのために、5年間で43兆円の大軍拡を進めています。43兆円と言えば、介護保険の国庫負担増に係る1.3兆円の33年分です。国の歳出は戦争への備えではなく、国民の暮らしと尊厳が脅かされる事態への備えにこそ使うべきです。

そこで1点目の質問です。

介護保険料の滞納状況と差押処分と保険料の段階別の状況について、近年の動向と併せてお尋ねします。

2点目は、保険料について、さらに引き下げるべきと考えますが、いかががお尋ねします。

3点目は、過去5年間で事業を廃止した訪問介護事業所数と、開業した訪問介護事業所数についてお尋ねします。

4点目は、ケアマネジャーのシャドーワークについて組合の認識をお尋ねします。

5点目は、第9期介護保険事業計画では訪問介護報酬が引下げられましたが、管内の訪問介護事業者の経営状況についてお尋ねします。

6点目は、訪問介護事業所において、特定事業所加算を受けている事業所の状況についてお尋ねします。

7点目は、介護保険給付費準備基金などを活用し、訪問介護報酬引き下げによる減収分を補填するべきと考えますが、いかががお尋ねします。

8点目は、訪問介護において移動距離に応じた支援をするべきと考えますが、いかががお尋ねします。

9点目は、介護人材確保のため、募集に係る経費や職員の賃金の補填などの支援策を取るべきと考えますが、いかががお尋ねします。

以上、壇上からの発言といたします。

御清聴ありがとうございました。

議 長（岩渕優君） 齋藤禎弘君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 齋藤禎弘議員の質問にお答えいたします。

2つ目の質問から申し上げます。

介護保険料を引き下げてはどうかとお尋ねについてであります。

第9期介護保険事業計画期間における介護保険料については、令和6年度から令和8年度までの介護保険給付費や地域支援事業費などの総費用見込み額を同期間の被保険者数見込みで除して算定しており、保険料を引き下げることにすれば、給付費の財源に不足を生じる恐れがあることから、第9期介護保険事業計画期間中の介護保険料の引下げは難しいものと考えております。

また、令和9年度から令和11年度までを計画期間とする第10期介護保険事業計画における介護保険料については、被保険者数や要介護等認定者数などを的確に見込み、介護及び介護予防サービスの利用状況、また、施設整備の新たな計画などを勘案して、令和8年度に算定を行うこととしてございます。

次に、ケアマネジャーの業務、この点についてお答えをいたします。

ケアマネジャーの業務は、介護保険法に定められており、利用者やその家族からの相談への対応、行政機関、医療機関、サービス事業所などの関係機関との連絡調整やケアプランの作成であります。

これら法律で定められた法定業務以外の業務で、利用者や家族からの相談や依頼などにより介護保険制度以外の行政手続や金融機関での手続、また、入院や通院時の付添いや送迎、さらには介護以外の内容に関する電話への対応、また、安否確認のための家庭訪問などが、いわゆるシャドーワークといわれているものと理解をしております。

当組合では、主任介護支援専門員などを対象に令和6年11月にシャドーワークについての情報交換会を開催しており、ケアマネジャーの役割と業務、また、業務範囲以外と考えられる業務のそれぞれについてグループワークを行ったところ、本来の業務との線引きは難しく、家族や他の機関が実施すべきであると感じていても、やむを得ずケアマネジャーが行ってしまう業務があるというのが実情であるとのことであり、シャドーワークに当たると思われる業務を行われているという実態があることは把握したところであります。

このような実態は、介護保険制度運営上の課題の一つとして捉えており、介護保険を運営する一部事務組合の連絡組織で当組合も加入しております全国介護保険広域化推進会議において、介護支援専門員の業務は多岐にわたり、業務外と思われることにも対応が求められる現状にあることから、介護支援専門員の業務内容を明確化した上で、業務外の対応については加算などにより報酬に反映できるよう整備することを厚生労働省に要望しているところであります。

次に、介護給付費準備基金などを活用した訪問介護事業所への支援についてのお尋ねについて申し上げます。

介護給付費準備基金の使途については、一関地区広域行政組合介護給付費準備基金条例で、介護給付に要する費用の財源に充てる場合に限り、これを処分することができると規定されております。このことから、組合では、事業所へ支払う介護給付費が不足した際の財源に充てることとしており、介護報酬の引下げの影響による減収分を補填するための取崩しはできないものとなっております。

次に、訪問介護における移動距離に応じた支援についてのお尋ねについて申し上げます。

国においては、実施主体を都道府県として介護事業所等に対するサービス継続支援事業を実施しているところであり、本年度においても、岩手県において介護事業所等及び介護施設等に対する介護サービス継続支援事業の中で、訪問系サービス事業所に対し、燃料費や冬用タイヤなどの購入費用に対する補助を行っております。

また、当組合では、介護サービスに関して課題が生じた場合には、介護保険制度の中で解消されるよう、全国市長会、全国町村会及び全国介護保険広域化推進会議を通じて国に対して検討を求めているところでありますが、当組管内においては、高齢化率の高い集落が広範囲に点在しており、訪問介護サービスの継続した提供が課題となっていることから、お尋ねの点については、第10期介護保険事業計画の策定の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、介護人材の確保のための支援について申し上げます。

介護人材の確保は、地域において利用者が必要とするサービスを受けることができるようにするために取り組まなければならない全国的な課題であることから、国においては、介護報酬の改定で措置した処遇改善加算の活用を進めているほか、都道府県を実施主体とする支援制度を設けているところであり、岩手県では介護人材を確保するための支援策として、訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金制度に基づき、訪問介護事業者に対して、人材確保体制構築支援事業として採用活動を実施する場合に、地理的条件などにより発生する掛かり増し経費や、経営改善支援事業として、介護人材や利用者の確保のために行うホームページの開設及び改修に係る経費や広報に要する経費などについて支援を行っております。

また、介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費補助金制度に基づき、介護事業所及び施設に対して、賃上げ、職場環境改善支援事業として、令和7年12月から令和8年5月までの賃上げ相当額を対象に、介護従事者に対する幅広い賃上げの支援や生産性の向上、共同化に

取り組む事業所の介護職員に対する賃上げ支援の上乗せ、また、職場環境の改善に取り組む事業者の支援などを行うこととしております。

なお、令和8年6月からは介護報酬の改定により、介護職員等処遇改善加算の拡充が見込まれております。

また、令和6年度の介護報酬の改定により、これまでの介護職員処遇改善、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を1本化し、加算率が引き上げられた介護職員等処遇改善加算が設けられております。

さらに、構成市町では人材確保のため、介護職員等研修奨励金、介護職員就職奨励金、介護保険施設等人材育成支援事業費補助金、介護従事者向け研修、生活支援アシスタント養成研修などの各種事業を実施しております。

当組合では、介護事業所がこれらの支援策を有効活用できるよう、当組合が指定する介護事業所に対し、運営指導を通じて処遇改善加算の取得や働きやすい職場環境づくりについての指導や補助金制度の周知に取り組んでいるところであり、今後も国や県の動向を注視しながら、第10期介護保険事業計画の策定に併せ、構成市町と一体となった取組について検討していきたいと考えております。

なお、そのほかのお尋ねにつきましては、事務局長が答弁いたします。

議 長（岩淵優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） まず、介護保険料の所得段階別の滞納状況と差押処分の状況についてであります。令和5年度と令和6年度の各年度末時点の所得段階別の滞納繰越件数は、令和5年度は所得段階が11段階で、まず第1段階が515件、第2段階が47件、第3段階が51件、第4段階が306件、第5段階が54件、第6段階が313件、第7段階が284件、第8段階が87件、第9段階が20件、第10段階が9件、第11段階が12件の合計1,698件となっております。

令和6年度は、所得段階が13段階となっており、その内訳は、第1段階が520件、第2段階が58件、第3段階が45件、第4段階が294件、第5段階が42件、第6段階が239件、第7段階が325件、第8段階が109件、第9段階が27件、第10段階が19件、第11段階が5件、第12段階が3件、第13段階が15件の合計1,701件となっております。

令和7年度は、年度途中であります。令和8年2月28日時点で、所得段階が13段階となっており、第1段階が739件、第2段階が68件、第3段階が65件、第4段階が352件、第5段階が81件、第6段階が313件、第7段階が407件、第8段階が181件、第9段階が57件、第10段階が25件、第11段階が2件、第12段階が6件、第13段階が25件の合計2,321件となっております。

いずれの年度も、第1段階の方の滞納件数が最も多い状況であります。

なお、督促や催告を行っても納付いただけない方に対して、給与や預貯金、不動産などを差し押さえる滞納処分は、介護保険料についてはこれまで行った実績はございません。

次に、当組合管内における過去5年間の訪問介護事業所の廃止した事業所数と開業した事業所数についてであります。令和3年度は廃止した事業所が1事業所、開業した事業所が1事業所、令和4年度は廃止した事業所が3事業所、開業した事業所がゼロであります。令和5年度は廃止した事業所が2事業所、開業した事業所が3事業所、令和6年度は廃止した事業所が3事業所、開業した事業所が4事業所、本年度は令和8年2月28日時点ではありますが、廃止した事業所が2事業所、開業した事業所が1事業所となっており、5年間で見ますと、廃止が11事業所、開業が9事業所で2事業所の減となっております。

次に、組保管内の訪問介護事業者の経営状況についてであります。訪問介護サービス事業者の経営状況の確認や指導の権限は、指定を行っている岩手県にあるため、当組合では把握しておりませんが、幾つかの訪問介護事業所へ聞き取りを行ったところ、令和6年度の訪問介護事業の収益は、令和5年度と比較して減少しているとのことでありました。

その要因については、令和6年度の訪問介護に係る1件当たりの保険給付の額は、介護報酬の改定が行われ、報酬の額が減額となったところではありますが、令和5年度と比較して増加しているものの、車両用の燃料費などの経費が増加したことにより、収益が減少したものと捉えています。

次に、特定事業所加算を受けている訪問介護事業所の状況についてであります。特定事業所加算は、訪問介護事業所に所属する訪問介護員に対して、定期的に研修や健康診断を行うことや、介護福祉士の資格を有する訪問介護員の割合などの要件により5つの段階があり、基本の単位数に各段階に応じた割合の単位数を上乗せすることができるものであります。

組保管内の訪問介護事業所は、令和8年2月28日時点で35事業所あり、そのうち特定事業所加算を受けている事業所について加算割合の高いほうから申し上げますと、第1段階の加算を受けている事業所が12事業所、第2段階の加算を受けている事業所が13事業所、第3段階から第5段階までの加算を受けている事業所がゼロで、加算を受けていない事業所が10事業所となっており、35事業所のうち25事業所について、加算を受けている状況になっております。

議長（岩淵優君） 9番、齋藤禎弘君。

9番（齋藤禎弘君） 答弁ありがとうございます。

それでは、順に再度お尋ねしていきます。

先ほどの滞納状況について御答弁がございましたが、このように発生していること自体について、組合としてはどのような所感をお持ちなのか、お尋ねします。

議長（岩淵優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 滞納の発生につきましては、例年、納付されない方がいらっしゃるという状況はございます。ただし、介護保険を運営していく上では、納付を適切に行っていくことが介護保険の健全な運営につながっていくということと捉えておりますので、納付の相談に来られる方については、やはり生活が厳しいというようなお話もいただいておりますが、制度の趣旨を御理解いただき、納付に務めていただければというように捉えているところであります。

議長（岩淵優君） 9番、齋藤禎弘君。

9番（齋藤禎弘君） 先ほど滞納状況について、特に第1段階、第4段階、第6段階、第7段階について突出してほかの段階より多いわけですが、これは何でこのようになっているのかということを経合としてどのような分析が行われているのかお聞かせください。

議長（岩淵優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 段階別の滞納者の割合が突出している部分があるということではありますが、保険料につきましては、特別徴収と普通徴収と2つの種類がございます。特別徴収については年金からということになっておりますので、未納は生じておりませんが、普通徴収において未納が生じてございます。

要因とすれば、それぞれの家庭の事情なりもありまして、一概にこれだという要因というのは申し上げられないと思いますけれども、段階別に違っているというところを見ますと、そもそもの割合が、その段階における分母の数が多い階層になっているというところになっております。

ので、その階層にいる方が多いということで、滞納の割合が同じだとしても件数とすれば多く出ていると捉えているところであります。

議長（岩渕優君） 9番、齋藤禎弘君。

9番（齋藤禎弘君） 今、分母が大きいというお答えでしたけれども、第5段階は分母が一番多いわけですが、ここが少ないというのはどういうことでしょうか。再度お尋ねします。

議長（岩渕優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 第5段階が標準の階層になりますけれども、その階層に当たる方が多いかということ、そうではないということであります。第6段階、第7段階とか、そちらの割合のほうが高いという状況になってございます。

議長（岩渕優君） 9番、齋藤禎弘君。

9番（齋藤禎弘君） このように滞納が出ているのですけれども、今の組合の保険料の設定というのは適切だと思えるのでしょうか。組合の認識についてお聞かせください。

議長（岩渕優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 保険料の設定につきましては、先ほど管理者から保険料の考え方を答弁をいたしましたけれども、必要とされる給付費の見込みを立てた上で、必要な介護サービスを十分提供していくというような役割も持っておりますので、それを基に算定をしている額でございますので、適正に算定されていると捉えております。

議長（岩渕優君） 9番、齋藤禎弘君。

9番（齋藤禎弘君） 事業費のほうから保険料が算出されて適正だというお答えだと認識しますが、収入に応じて保険料が決められていると承知していますが、何でこのように毎年滞納が発生するのか、この理由は何ででしょうか。

議長（岩渕優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 先ほど申し上げましたように、それぞれの家庭で事情が違いますので、一律にこれだというようなお答えというのはないとは思いますが、納付の相談に来られる方のお話を聞かしても、やはり生活の困窮といいますか、そういう趣旨のお話をいただくケースが多いということもございまして、保険料については、毎年、決算の段階で不納欠損ということをさせていただいておりますが、その理由の多くは生活困窮ということでありまして、そのような理由が滞納の理由と捉えていいのではないかと考えております。

議長（岩渕優君） 9番、齋藤禎弘君。

9番（齋藤禎弘君） 市のホームページを見ますと、一人一人の保険料は、低所得の人に過重な負担とならないよう、所得段階別に計算されますというようにございます。本当にこのとおりに過重な負担とならないように計算されているのかという疑問がありますし、それならばなぜ滞納が発生するのか疑問が出るのです。そもそも、世帯の収入を保険料の段階の判断に用いているということは、そういった問題があるから、滞納とか、結果として過重な負担につながっているのではないかと考えるのですが、その辺、組合の認識はいかがでしょうか。

議長（岩渕優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 滞納の件でございますけれども、基本的には介護保険料の収納率を見ますと、9割を超えているという状況もございまして。多くの方は、この保険料ということで納付をいただいているという現状もございまして。ただし、家庭の状況、様々な要因の中で、納付が困難という方が生じているのも事実ではございますが、多くの方に納付いただけているということにつ

いて考えてみれば、適切な算定の中で納付をいただいているものだと思っております。

議長（岩淵優君） 9 番、齋藤禎弘君。

9 番（齋藤禎弘君） 先般の広域行政組合の説明会の中で、保険料について、第1段階から第3段階まで軽減措置を取られているというお話がありましたが、改めてその中身についてお聞かせください。

議長（岩淵優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 介護保険料の軽減措置でございますが、第1号被保険者に係る所得区分が第1段階から第3段階までの介護保険料につきましては、国は保険料の基準額に、標準乗率として第1段階が0.455、第2段階が0.685、第3段階が0.69を乗じて算定することとしてございます。保険者は、介護保険法施行令で認められた範囲でこの標準乗率を下げるができることとされておりまして、組合では第1段階が0.285、第2段階が0.39、第3段階が0.685として介護保険料の軽減を図っているところであり、この軽減した保険料分の財源であります。国が2分の1、県が4分の1、構成市町が4分の1の割合で負担をしているところであります。

議長（岩淵優君） 9 番、齋藤禎弘君。

9 番（齋藤禎弘君） これはもう少し段階、範囲を広めてさらに減免率ですか、軽減措置を広げるというようなことは検討されたのでしょうか。

議長（岩淵優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） この保険料の軽減につきましては、先ほど申し上げましたように、介護保険法の施行令で定められている限度額いっぱいまで、当組合では引下げ可能な限度まで軽減を行っているという状況でありますので、これ以上の軽減は難しいと考えております。

議長（岩淵優君） 9 番、齋藤禎弘君。

9 番（齋藤禎弘君） 次の質問に移りますけれども、最初に、滞納者が出ているということは、やはりそもそも保険料の設定に何かしらの課題があるのではないかと考えます。保険料の軽減のために、さらに取り組んでいただきたいと考えます。現在で難しいのであれば、次期に向けてそういった検討を当然進めるべきだと考えますし、さらに、一般財源からの繰入れの増額についても、国会の論戦では、我が日本共産党の国会議員が、市が独自に、自治体、組合が独自に取り組むことについては妨げるものではないということも明らかになっています。そういった意味では、被保険者の負担を減らして、さらに滞納者を出さないというような、そういった取組をするべきだということを申し上げて次の質問に移ります。

次に、訪問介護事業所の件ですが、廃止された事業所が5年間で11事業者あるというような先ほどのお答えでしたけれども、組合として何かしらの事業継続のための支援策というのは取られたのでしょうか。具体にお答えください。

議長（岩淵優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 訪問介護事業所が廃止に至らないよう、組合が行っている支援という御質問かと思いますが、人員不足に関することであれば、構成市町が行っている介護職員就職奨励金などの支援事業や、岩手県が行っている訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金などの制度の紹介をしているところであります。また、経営に関することであれば、公益財団法人介護労働安定センターが行っている相談事業を紹介するなど、事業所が抱えている課題につきまして、国、県、構成市町、その他関係機関と連携して支援に取り組んでいるところでございます。

議長（岩渕優君） 9 番、齋藤禎弘君。

9 番（齋藤禎弘君） では、今御紹介があったような政策、対策というか支援策があったということですが、これはきちんと効果が出されたのかどうか、お聞かせください。

議長（岩渕優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） この取組に対する成果がどうだったかというところでの検証までは至ってはいないところであります。ただし、様々な事業者へ訪問する際なども、情報提供しながら事業継続に努めていただけるように意見交換をさせていただいているところであります。

議長（岩渕優君） 9 番、齋藤禎弘君。

9 番（齋藤禎弘君） 廃止したということは、当然ここを利用されていた利用者がいらっしゃるわけですが、こうした方ですね、次の事業所まできちんとつなげられているのかどうか、その辺はどのように捉えられているのでしょうか、お答えください。

議長（岩渕優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 事業所の廃止に当たりましては、事前に組合にお話をいただくわけですが、利用者が次のサービスを受けられる体制をきちんと取るようにということで、それを確認した上で廃止の手続をしているという状況でありますので、利用者が不便を生じているというような状況にはなっていないと捉えております。

議長（岩渕優君） 9 番、齋藤禎弘君。

9 番（齋藤禎弘君） 今、助言ということでしたけれども、きちんと次の事業所につながったかどうかということは確認はされていないのでしょうか。

議長（岩渕優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 次の事業所につながったことを確認した上で、廃止の事務を行っております。

議長（岩渕優君） 9 番、齋藤禎弘君。

9 番（齋藤禎弘君） 承知しました。

次に、訪問介護事業者の件ですが、一関市議会の12月通常会議の一般質問において、市のほうでは広域行政組合と一体となって実態調査を行うというお答えがありましたが、その調査の結果どうだったのか、実際に行われているのかどうかも含めてお答えください。

議長（岩渕優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 組合におきましては、令和8年度に第10期の介護保険事業計画を策定する予定にしております。その前段として、各事業所へ介護労働実態調査などを行っており、その中で実態を把握するように努め、次の計画に反映させるようにしてございますが、その調査につきまして、事業所からの回答がやや低いという状況もありまして、状況を適切に把握するために調査期間をちょっと延長した中で取りまとめたいと考えてございましたので、現時点でその調査内容がまとまっているという状況ではないというところで御理解をいただければと思います。

議長（岩渕優君） 9 番、齋藤禎弘君。

9 番（齋藤禎弘君） いち早く実施すべきということで、市議会のほうでも指摘されておりましたが、今やっているということですか。もう一回お聞かせください。

議長（岩渕優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 詳細については、今年度の年明け前から、12月あたりから各事業所へ調査票ということで、実態調査の取組、アンケートなり様々な形でやっておりますが、その取りま

とめがまだできていないということで、調査自体は行っているということでもあります。

議長（岩淵優君） 9番、齋藤禎弘君。

9番（齋藤禎弘君） 私がお尋ねしているのは、昨年の12月市議会での答えを受けての調査をやられているのかどうかということのお尋ねでございます。もう一度お答えください。

議長（岩淵優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 昨年の一関市の議会での答弁の内容を踏まえて、組合として実施しているというものでありますので、議員の御質問を踏まえた対応、予定していたものでありますが、それも踏まえて、併せて実施していると御理解いただければと思います。

議長（岩淵優君） 9番、齋藤禎弘君。

9番（齋藤禎弘君） もう一度お尋ねしますが、それはいつまでに結論を出して、どのような対策を講じていくのか、その結論ですね、調査の期限、あとは調査結果、いつ出されるのか、もう一度お聞かせください。

議長（岩淵優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 調査については、4月末をめどに行っているところでありますし、その内容については、基本的には次期介護保険事業計画の参考という形で取りまとめ、公表なり考えていきたいと考えております。

議長（岩淵優君） 9番、齋藤禎弘君。

9番（齋藤禎弘君） 12月市議会での指摘というのは、次期の介護保険計画ではなくて、今、介護保険事業者なり訪問介護事業者がどのような状況に置かれているかと、そういったものを調査して対策を打つべきだという、そういった趣旨で私は質問したということを質問者から伺っておりますので、今のお答えですと、調査の目的なりニュアンスがちょっと異なるように取りましますので、やはり、今大変な状況にある訪問介護事業者、こういった方々の事業継続のためとか、そういった意味で調査するというような指摘でございましたので、そういった事業者支援を主眼に置いた調査もするべきだと考えますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（岩淵優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 早急に状況把握する必要性というものもあるかと思いますが、短期間に同様の調査を複数回行うということは、事業者にとってもかなりの負担となってまいります。そういう意味では、予定しているものがあれば、併せて事業所に御協力いただくといったほうが、事業所サイドとすれば負担が少なくて済むのかという思いもありますので、やはり事業所の負担も考慮すべきではないかと捉えております。

議長（岩淵優君） 9番、齋藤禎弘君。

9番（齋藤禎弘君） 4月末までに結論を出すというお答えでしたので、次期の計画を待たずに、対策を取れるものは積極的に取り組んでいただきたいということを強く申し上げておきます。

次に、訪問介護事業所の特定事業加算、これについてですけれども、先ほど加算を受けていない事業所が10あるとお答えがありましたが、何でこれを受けていないのか、その理由ですね。事業所の体制に課題があるのか、もしくは、その事業所そのものが対象になっているのに申請されていないのか、どのように捉えられているのかお聞かせください。

議長（岩淵優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） なぜ加算を取得していないかということではありますが、個々の事業所から聞き取りをしているという状況ではございませんが、それぞれ事業所の考えなり運営の方針なり、

いろいろな部分がありまして、加算についての対応も違ってきているという状況もありますので、基本的には法人なり事業所の方針として捉えているところであります。

議長（岩渕優君） 9番、齋藤禎弘君。

9番（齋藤禎弘君） 捉えられていないということですが、やはり幾らでも加算が受けられれば、事業所にとっても収益の面ではいいだろうし、事業継続についても好影響をもたらすだろうし、ひいては事業所を利用している利用者のためにもなると考えるのです。きちんと組合のほうで支援を受けられるような手だてを講ずる必要があり、そういった対策を取るべきだと考えますが、いかがでしょうか。

議長（岩渕優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 加算については、法人なり事業所の経営という部分になってまいりますので、最終的には法人なりの判断という部分にはなってしまいますけれども、やはりそういう有利な制度といたしますか、加算をすることによって経営面でプラスになるとか、処遇改善が図られるという面もございますので、訪問指導なりで事業所に伺った際は、そういう情報を提供して加算について検討していただけるような話はさせていただいているところであります。

議長（岩渕優君） 9番、齋藤禎弘君。

9番（齋藤禎弘君） 実際申請してから支払われるまでどのくらい期間がかかるのでしょうか。もし把握されているのであればお聞かせください。

議長（岩渕優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） これについては、県の事業ということで、すみませんが、当組合のほうで期間的な部分については把握してございません。

議長（岩渕優君） 9番、齋藤禎弘君。

9番（齋藤禎弘君） 事業者の方からお伺いしたのですけれども、この加算以外にも様々な国のメニューがあるわけですが、申請してから実際に交付されるまで相当の期間を要するという事で、その交付の時期まで分からないということです。その間、このくらいはお金がもらえると分かっている、もらう間までの資金繰りが結構大変だという声も事業者のほうから寄せられています。加算とか交付金なり補助金なりが来る間、一回、組合で立替払いをするなど、事業者支援の意味で、そういったことをするべきではないかというように考えるのですが、いかがでしょうか。

議長（岩渕優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 加算が来るまでの間のつなぎ資金的な意味合いだと思いますけれども、組合でもそういうお話については直接伺ったこともございませんでしたので、検討という段階にまでは現時点では至っていないという状況であります。

議長（岩渕優君） 9番、齋藤禎弘君。

9番（齋藤禎弘君） 今のお答えですと、そういうお話はないということでした。それでは、これから検討されていったらいかがでしょうか。

議長（岩渕優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 国なり県の制度でありますので、それについては、制度の課題ということで組合のほうから申し上げるというような対応は可能かと思いますが、すぐすぐその内容について検討するという状況にはないのかと考えております。

議長（岩渕優君） 9番、齋藤禎弘君。

9 番（齋藤禎弘君） いずれ、どこの事業所も大変だというのは、当然組合としても承知されていると認識していますので、そういった部分も含めて、事業者の声もありますので、御検討なり調査なりしていただきたいということを申し上げておきます。

次に、介護保険給付費準備基金の件でしたけれども、介護給付に要する費用の財源に充てること以外には使えないというお話でしたが、先ほどの答えというのは全国統一の見解かということでは最初に確認したいのですが、いかがでしょうか。

議長（岩渕優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 基金の取崩しについては、各自治体で条例で定めているものでありますので、その条例の中で取崩しができる範囲をどこまでに行っているかということによって対応が違ってくるかと思しますので、全国一律ということではないということではよろしいかと思います。

議長（岩渕優君） 9 番、齋藤禎弘君。

9 番（齋藤禎弘君） 先ほどの減収分の補填のお話ですが、実際これを行っている自治体もあるのです。新潟県村上市などでは、介護報酬の減収分の補填とかをしています。いずれ、訪問介護事業者は、介護報酬の引下げ等で大分厳しい状況になっているというのは、組合でも承知していると認識していますが、何かしらの手だてをやっていくべきではないでしょうか、いかがでしょうか。

議長（岩渕優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 介護保険事業所全般に、やはり様々な課題が生じているというのは認識してございます。国のほうでもそういう認識は持ってございますので、国の様々な審議会でも話題となり、検討されているということもございますので、それらの内容も確認した上で、当組合としての対応は考えていきたいと思っております。

議長（岩渕優君） 9 番、齋藤禎弘君。

9 番（齋藤禎弘君） 次に、また訪問介護についてですが、移動距離に応じた支援策については、第10期で検討していくというようなお答えでしたけれども、ちなみにお尋ねしますが、管内の訪問介護における移動距離、これは最高、最低、平均把握されているのでしょうか、お聞かせください。

議長（岩渕優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 当組合管内の訪問介護職員の移動距離でありますけれども、当組合管内には訪問介護サービスを提供している事業者が、先ほど申し上げましたが、35事業所ございます。訪問介護職員の移動距離を把握するためには、事業所への調査聞き取りをする必要がありますので、その調査を実施する場合は、事業所への事務的な負担が大きいと考えることから、現時点で調査を行っていないところでございます。

議長（岩渕優君） 9 番、齋藤禎弘君。

9 番（齋藤禎弘君） 再度お尋ねしますが、全国では訪問介護の利用の際に、移動距離が長いということで断られるというケースが発生していますけれども、当組合管内では同様の事態が発生しているかどうか、承知されているのでしょうか。

議長（岩渕優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 当組合管内で、移動距離を理由にサービスの提供が受けられないという事象が生じているということはないというように認識しております。

議長（岩渕優君） 9 番、齋藤禎弘君。

9 番（齋藤禎弘君） 先ほど、この移動距離に応じた支援というのは、第10期で検討というお答えでしたけれども、参考までに、新潟県村上市、先ほどもお話ししましたが、距離が7キロメートルを超える際に、一律1回につき50円の加算をしているということです。ちなみに、村山市というのは一関市とほぼ同様の面積があるということで、移動距離は長ければ長いほど、燃料費や対応職員の処遇も考えれば、それなりに費用が発生するわけですので、ここはきちんと真に事業者の支援になるような、そういった制度設計をしていただきたいということを申し上げておきます。

次に、人材確保の件でございますが、管内のヘルパーの有効求人倍率を把握されているでしょうか。

議長（岩渕優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 訪問介護員に係る有効求人倍率についてであります。訪問介護員のみの有効求人倍率については公表されているものがないため、把握できておりませんが、岩手労働局が公表している資料によりますと、一関公共職業安定所管内、つまり、一関市及び平泉町における介護サービス職業従事者の令和7年12月の月間有効求人倍率は、2.21倍となっているところでございます。

議長（岩渕優君） 9番、齋藤禎弘君。

9 番（齋藤禎弘君） この2.21倍というのは、ほかの業種と比較してどうでしょうか、高いのでしょうか、低いのでしょうか。

議長（岩渕優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 全職種の月間有効求人倍率が0.98倍ということですので、それと比較すれば高いということになるかと思っております。

議長（岩渕優君） 9番、齋藤禎弘君。

9 番（齋藤禎弘君） 先ほど人材確保について様々なメニューの紹介がありましたが、そもそも介護の人材に募集しようという動機づけの取組というのは、先ほどなかったように認識しておりますが、そういったものは何か組合なり構成市町のほうで取り組まれているのか、あれば御紹介ください。

議長（岩渕優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 人材確保につきましては、介護に限らず様々な分野での課題と捉えておりますし、構成市町におきましても、介護に限らず人材確保に係る取組をされているというように伺っております。

議長（岩渕優君） 9番、齋藤禎弘君。

9 番（齋藤禎弘君） 具体的にどのようなことに取り組まれているのでしょうか、御紹介ください。

議長（岩渕優君） 山形介護保険担当参事。

介護保険担当参事（山形雅彦君） 一関市の例で申し上げますが、魅力発信パンフレット作成ということで、こちらは管内の事業所の職員の、例えば生の声を記載したパンフレット、そういったものを学校のほうに配布したり、そういった手続を踏まえまして、新たな就職につながるようということで、一関市でも支援をしているというようなことであります。

議長（岩渕優君） 9番、齋藤禎弘君。

9 番（齋藤禎弘君） そのパンフレットを見て、そういった介護のほうに道を志したという、そういった方がどれだけいらっしゃるのか把握されているのかということをお聞きしても、多分把握

されていないので、そういった取組について、さらにいいものに仕上げていっていただきたいということを申し上げておきます。

時間がなくなってきましたので、そもそも介護保険制度というのは、家族の負担を軽減するという当初の目的がありましたし、また、介護を社会全体で支える仕組みでもあります。

サービスを必要とする方が、可能な限り自立した生活を担保するためには、制度の不備、今はたくさんありますが、これらの整備は早急に行うべきだと考えますが、ただ、国の改正を待っているといつになるか分からないということもありますし、改正が改悪になっているという今までの経過もございますので、そういった部分、不足している部分については、やはり自治体なり、一関市であれば組合ですね、これらが先頭になってこういった不備な部分を補填していく、そういった体制づくりが必要だと考えますので、そういったことも含めて、これからの事業を展開していただきたいということを強く申し上げまして、私の質問を終わります。

議長（岩淵優君） 齋藤禎弘君の質問を終わります。

次に、千葉栄生君の質問を許します。

千葉栄生君の質問通告時間は50分で、一問一答方式です。

4番、千葉栄生君。

4番（千葉栄生君） 質問順番2番、千葉栄生です。

令和8年度施策の推進方針骨子において、人口減少と少子高齢化が進行する中、一人ひとりが安心して生活できる環境を整備することが重要であるとしています。

そこで、施策の推進における衛生事務について、通告に沿って大きく2件について一般質問を行います。

まず1件目は、当組合が計画している新処理施設、新リサイクル施設及び新最終処分場各施設整備は、住民理解を得て進めるとしてきました。特にも、新最終処分場建設においては、最終処分場候補地では、計画に反対する署名や請願、子ども達の未来と環境を守る会による公金支出は不当とした住民監査請求、住民訴訟が起きていることから、私は住民理解が進んでいないと感じていることからお伺いするものです。

そこで、新最終処分場建設における住民合意と信頼関係の構築について、2点伺います。

1点目は、住民訴訟や建設中止を求める運動が、地元千厩を中心に続いていることを踏まえ、これまでの住民理解を促進する取組についての内容と評価をどのように捉えているのかお伺いいたします。

2点目は、依然として住民理解が進んでいないと考えます。今後、理解を促進するために、住民側の不安解消のためにどのような取組が必要と考えているのかお伺いいたします。

大きな2件目は、リサイクルや分別について構成市町と連携して3R（スリーアール）に向けた意識啓発を図り、資源化と減量化を推進するとしていることから、一般廃棄物の減量化への取組について、2点伺います。

1点目は、小型家電回収やリサイクル教室など、資源化と減量化に向けた取組の現状と、指定ごみ袋を使用しない資源ごみの収集方法を検討するために行ったコンテナ等回収実証事業の実証について、実績と評価をどのようにまとめたのかお伺いいたします。

2点目は、資源化と減量化をさらに加速させる必要があると考えることから、ごみの減量化を推進するための新たな取組や、事業の拡充、または検討している事業などがあるのかお伺いいたします。

未来を見据えたごみ問題解決のために、組合と住民が力を合わせて自主的なごみ行政を確立することが大切だと申し上げ、壇上からの質問を終わります。

議長（岩渕優君） 千葉栄生君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 千葉栄生議員の質問にお答えいたします。

一般廃棄物最終処分場、以下は新最終処分場と申し上げます。この整備におけるこれまでの組合の取組についてであります。

住民理解促進のための取組としては、多くの方々に理解をいただき事業を進める必要があるとの考えから、候補地の選定に当たっては、公平性、透明性のあるプロセスを重視し、候補地の選定の段階から候補地として1か所に絞り込んだ後に至るまで、様々な方法で候補地の選定経過やその結果、また、施設の内容や安全性について丁寧で十分な説明に努めてきたところであります。

このことは、正しい情報をお伝えし、理解を深めていただくことにより、新最終処分場が安全な施設であること、かつての迷惑施設と捉えられるものではないこと、地域振興の一助となる施設であることなど、新しい時代にふさわしい施設となるよう実施してきたものであります。

こうした取組を一つ一つ積み上げてきたところであり、土地所有者から施設整備を行うことについて御理解をいただき、議会の議決を得て施設整備に必要な土地の取得を行い、整備計画を進めることができているものと捉えており、適切に取り組んできたものと考えております。

住民理解促進に向けて、どのように取り組んできたかということでございますので、具体的な内容について申し上げます。

まず、候補地選定の段階から改めて申し上げますと、候補地を組合管内の全域、つまり、一関市、平泉町の全域から4か所に絞り込みをする過程から申し上げます。

廃棄物処理工学や地盤工学などの専門家7名で構成する、一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会、以下は候補地選定委員会と申し上げます。これを計9回開催し、客観的、専門的な見地から、委員の合議によって、初めに選定の手順や評価の項目を決め、次にその評価項目に実際の評価を入れ込むという作業を行い、候補地選定を進めていただきました。その過程においては、候補地選定の進捗に応じて、候補地選定の手順や評価の結果を、構成市町が発行する広報紙に計5回掲載してその都度公表してきたところであります。

また、候補地選定委員会における候補地の絞り込み結果を受けて、組合が候補地を4か所に絞り込みをした際には、令和元年10月23日に組合議会の議員全員協議会を開催していただき、候補地の絞り込み結果を説明した後、同日に記者会見を開催し、4か所の候補地を公表したところであります。

次に、候補地を4か所から1か所に絞り込みをする過程についてであります。構成市町の職員及び組合の職員で構成する、一般廃棄物処理施設整備検討委員会、以下は整備検討委員会と申し上げます。これを設置し、候補地選定委員会と同様に、初めに候補地を1か所に絞り込む評価項目の条件を決め、次にその評価項目に実際の評価を入れ込む作業を行ってきたところであります。

その過程においては、どなたでも参加できる住民説明会を計36回、自治会などの団体の要請に応じて行った説明を計5回実施したところであり、施設の概要や候補地を4か所に絞り込みをした経緯や、1か所に絞り込みをするための評価項目の案について説明をし、いただいた意見をまた別の評価項目に反映してきたところであり、その内容については組合の広報紙、くらしの情報

を5回発行し、その都度お知らせをしてきたところであります。

この施設整備検討委員会における候補地の絞り込み結果を受けて、組合として候補地を1か所に絞り込みをした際には、これは4か所を選定した際と同様に、令和2年11月27日に組合議会の議員全員協議会を開催していただき、候補地の絞り込み結果を説明した後、同日に記者会見を開催し、1か所に絞り込んだ候補地を公表したところであります。

また、今度は候補地を1か所に絞り込みをした以降についてであります。住民説明会を計19回、千厩地区を対象にした地区説明会を計5回、候補地の周辺自治会にお住まいの方々を対象にした周辺自治会説明会を計8回、候補地の土地所有者を対象にした土地所有者説明会を計4回、自治会などの団体の要請に応じて行った説明を計11回それぞれ実施したところであり、それらの内容は、組合広報紙、くらしの情報を12回発行し、お知らせをしてきたところであります。

さらに、令和4年9月26日に住民団体から新最終処分場建設候補地の変更を求める署名が提出された際に、住民団体の方から説明不足とのお話をいただいたことから、候補地選定の経過や施設の安全性について改めて説明するため、令和4年11月19日から11月25日にかけて、千厩地域の6会場で住民説明会を開催したところであり、そのうち11月23日に2会場で開催した説明会では、私自身も出席し、参加者からの疑問や不安に対して説明を行ったところであります。

また、新最終処分場敷地周辺の生活環境へ及ぼす影響について調査するための生活環境影響調査の実施に当たっては、令和5年9月25日に開催した第10回の住民説明会において、調査の方法について説明をし、いただいた意見を調査項目や調査期間などの設定に反映してきたところであり、令和7年1月19日に開催した第12回住民説明会において、調査の概要や予測評価の結果について説明をしてきたほか、これまでの説明会において住民の方が懸念されていた新最終処分場が整備されることによる井戸水への影響や大雨などの自然災害について、施設の構造に基づく安全性を説明したところであり、具体的な数値や根拠を示しながら、新最終処分場周辺の生活環境に影響を及ぼさないことをお知らせしてきたところであります。

これらの内容については、組合ホームページに掲載をし、いつでも閲覧できるようにしているほか、LINEによる情報提供を求める意見があったことから、LINEの公式アカウントによる情報発信も行い、建設予定地周辺の住民への整備計画の進捗状況に応じたチラシの配布などにより、周知を行ってきたところであります。

このほか、令和3年12月14日及び16日の2日間、組合管内の住民を対象に、最終処分場がどのような施設か実際に御理解をいただくため、現在稼働している東山清掃センターの見学会を実施したほか、新最終処分場の敷地内に整備する予定の緩衝緑地帯について、地域振興の一助となるような活用方法を検討するため、新最終処分場が所在する千厩地域の地域協働体である千厩地区まちづくり協議会と、令和5年8月21日以降、これまで計4回意見交換を行うなど、施設整備の過程において、様々な機会を捉えて適時適切な方法で周知及び説明を行い、住民理解の促進に努めてきたところであります。

次に、住民理解促進のための今後の取組はとのお尋ねについて申し上げます。

まず、新最終処分場整備の予定と合わせて申し上げますが、令和8年度は、埋立地や防災調整池などの土木工事と、埋立てした廃棄物に浸透した雨水などの浸出水を処理する水処理施設の建築工事を発注する予定であり、その工程や工事車両の搬入など具体的な工事の進め方について、また、緩衝緑地帯の活用方法について、それぞれ周辺の住民の皆様と話し合いを重ねながら進めてまいりたいと考えております。そのような場を通じて、事業に対する理解を深めていただけるよ

う取り組んでまいりたいと考えております。

不安解消に向けた取組について申し上げます。

住民の皆様が感じている不安を全て解消する、不安を100%なくすということは難しいこととは思いますが、そのための努力、そのための取組自体は大切であると考えております。

まず、正しい情報を知っていただくことが必要であり、そのことが安全な施設であることの理解につながり、不安の軽減につながるのではないかと考えております。このことから、当組合としては、これまで同様、施設整備に対する正しい情報の発信を継続していく考えであり、組合ホームページや広報紙による周知のほか、今後予定している説明会や話し合いの場を通じて、正しい情報の発信に努めてまいりたいと考えております。

なお、そのほかのお尋ねにつきましては事務局長が答弁いたします。

議 長（岩淵優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 一般廃棄物処理の減量化に向けた取組状況についてであります。当組合管内全体のごみの搬入量については、令和5年度と令和6年度を比較すると、令和5年度が、3万2,784.12トンに対し、令和6年度が、3万1,707.51トンで、1,076.61トン、比率にしますと3.3%減少しております。

資源化とごみの減量化を推進する取組については、組合では、小型家電に使われている金属の再資源化などを図るため、使用済み小型家電回収と、指定ごみ袋を使用せずに資源ごみを回収することによるごみの減量化の効果を検証するため、コンテナ等回収実証事業を実施してきたところであります。

また、ごみの資源化や減量化に向けた情報を発信していくため、ごみの分け方・出し方テキストの配布や、日本語のほか、英語など5つの言語に対応したごみ分別アプリなどにより分別についての周知及び啓発を行っているところであります。

また、ごみの減量化のために、住民がごみ処理の現状や、自分に何ができるかなどについて理解を深めていただくため、清掃センターの施設見学、リサイクル工作教室、再生品抽選販売などの環境学習に取り組んでいるほか、管内の住民を対象としたごみ分別に関する勉強会や、住宅祭などのイベントでごみの減量化への周知を行い、ごみの減量化への意識醸成を図っているところであります。

本年度に実施いたしましたコンテナ等回収実証事業については、令和6年度に実施した公共施設における拠点回収の設置場所、回収品目、ごみが出せる時間、住民への周知方法など実施方法の見直しを行い、管内12か所の公共施設に回収場所を設置して資源ごみ回収の効果を検証したところであります。

令和7年10月から令和7年12月までの拠点回収の実績として、令和6年度の拠点回収実績に比べ2倍以上の回収量となったところであります。

12か所の拠点回収場所全体での回収容量は、73.68立方メートルで、これをごみ袋に換算をいたしますと、枚数換算では、大きいサイズのごみ袋が約1,571枚分、ごみ袋の重量換算では、58.13キログラム相当、ごみ袋の消費額換算では、約4万846円相当が削減され、住民負担を軽減する効果があったと捉えております。

回収量が多かった拠点回収場所の特徴としては、周辺地域で実施している資源回収とは違う品目を回収したこと、地区で常設的な資源回収が行われていなかったことなどが挙げられ、地域や店舗で実施されている資源回収と競合しなかったことが回収量の増加につながった要因と捉えて

おります。

事業の評価については、令和6年度に実施した地域集積所におけるコンテナ回収については、自宅からの距離が近く利用しやすいというメリットがある一方、コンテナを設置できる集積所はスペースに余裕がある場所に限られ、市街地などスペースに余裕のない場所では設置が難しいことから、全ての集積所で一律の実施は困難であり、地域集積所におけるコンテナ等による回収方法の推進には、設置スペースの確保と利用者の理解を得ていくことが課題であると捉えているところであります。

令和7年度に実施した拠点設置場所におけるコンテナ回収については、自宅から設置場所までの距離によって利用環境に不均衡が生じやすいものの、ごみ袋を軽減したい人にとっては距離があっても十分効果があり、ごみの出し方も指定ごみ袋での排出とコンテナ等での排出が選択でき、拠点設置の条件が整えば推進できることから、設置場所までの距離の不均衡の解消のため、設置場所を増やすことが課題であると捉えているところであります。

次に、今後の減量化に向けた組合の取組についてであります。資源化及びごみの減量化を推進するために、これまで取り組んできた使用済み小型家電回収や、ごみの分け方・出し方テキストの配布などによる分別についての周知及び啓発、住民の方がごみ処理の現状や、自らできる取組について理解を深めていただくための環境学習に継続的に取り組むことが重要だと考えております。

また、使用済み小型家電回収については、回収対象品目の拡充が可能かどうかについても、今後検討してまいりたいと考えております。

資源ごみのコンテナ回収については、指定ごみ袋を使用せずに資源ごみを出せる方法について好意的な意見もあることから、自治会や地域協働体など、地域での拠点回収を考える団体に対し、本年度に実施したコンテナ等回収実証事業の検証結果を踏まえた資源化のメリットや拠点回収のノウハウに関する助言などを行い、地域でのごみの減量化に向けた取組を支援してまいりたいと考えております。

議 長（岩淵優君） 4番、千葉栄生君。

4 番（千葉栄生君） それでは、順次再質問させていただきます。

まずもって、一般廃棄物減量化への取組について再質問を行います。

減量化に向けた取組の状況については理解いたしました。やはり、住民の協力をいただきながら推進していくことが大きな成果に結びついていくということは、そのとおりだと思っております。その中でも、テキストや多言語化、日本語とか外国語にテキストを反映していく取組も必要だと思うのですが、これも毎回申し上げておりますけれども、やはり現物を利用したごみの分別、そして出し方というものを検討していく必要があると思うのですが、その教室などを拡充する上で、現物と照らし合わせた教育、そして意識向上を図る考えはないか伺いいたします。

議 長（岩淵優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 学習会といいますか、各地区の団体などから要請があり、ごみの分別の説明会などに参加をしてございますが、ごみの分別も多種多岐にわたっておりますので、多くの現物を持っていくということはなかなか難しいところでもありますけれども、資料などを使いながら、なるべく理解いただけるような形での開催なり説明というものには心がけてまいりたいと考えてございます。

議 長（岩淵優君） 4番、千葉栄生君。

4 番（千葉栄生君） 確かに、品目的にはかなりの数になるというところで、なかなかそこを抽出してサンプルを持ち出すのは大変だということは理解いたしますが、やはり目に見える意識づけというものも大事だと思いますので、何らかの形で各地域に出向いた際には、自分たちがこれぐらいどうなのだというものを持ち寄っていただいて、例えばそういう勉強会、学習会を開くということも検討していただきたいと思いますが、そのようなことは可能でしょうか。

議長（岩淵優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 現在は、要請に応じてお伺いしているというところではありますが、今後につきましては、新しい処理施設における分別の方法が変わってくるということもありますので、時期を見ながら、そういう分別の変更というものと合わせながら説明会なりを考えていきたいと考えております。

議長（岩淵優君） 4 番、千葉栄生君。

4 番（千葉栄生君） 確かに、プラスチック製品の回収もだんだんリサイクルとして進んでいくというところで、そこを踏まえながらの学習会も必要だということですから、ぜひそれも踏まえてこれからも地域に向けた発信、そして学習会など意識づけを図っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それで、コンテナ回収の実証事業の検証についてですが、私もかなり注目しております。ずっと私たちが求めてきた対策の一つだと思って注視してきたわけですが、この結果を踏まえた中で、設置場所が大きな課題になっているというところがありますけれども、やはり各地域、拠点回収を見据えた回収に取り組んでいくのであれば、地域との懇談を今後どのように持っていこうと考えているのかお伺いいたします。

議長（岩淵優君） 菅原一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（菅原彰君） 地域での拠点回収を進めるに当たってですけれども、今後、各市町の行政区長の集まりや、もしくは地域協働体の会議等の集まりにおいて、コンテナ回収、去年実績を残したというようなことで御説明申し上げて、また新たに利用したいというようなところがあればお申出くださいというような形で啓発を図っていききたいというように思っております。

議長（岩淵優君） 4 番、千葉栄生君。

4 番（千葉栄生君） やはり、各地域との懇談、そして協力をいただきながら、今回は実証事業でありますけれども、実現に向けた事業として取り組む一つの足がかりというか、これからのきっかけとして協議していくことが大事だと私は考えております。やはり、地域の方々がごみの減量化の意識づけを持つことが一番大事だと思いますので、その各協働体の会議、そして集まり等があった場合に、行政がコンテナ回収等の実証事業の説明の要請等があればそれに赴いて説明するということは可能なかどうかお伺いいたします。

議長（岩淵優君） 菅原一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（菅原彰君） 地域からコンテナ回収等について要望、どのようにやってほしいのだというような、例えばノウハウ等いろいろ知りたいとか、いろいろな助言等をいただきたいというような要請があれば、こちらのほうから出向いて御説明をしていきたいと考えております。

議長（岩淵優君） 4 番、千葉栄生君。

4 番（千葉栄生君） ぜひ、広域行政組合としても先頭に立ってやっていただきたいと思いますが、これは、やはり構成市町が一緒になって取り組む必要があると思いますが、その連携を今後どの

ように取っていかうと考えているのかお伺いたします。

議長（岩渕優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） ごみの減量化につきましては、これまでも構成市町と連携を取りながらやってきております。コンテナ回収の成果についても、情報を共有してございますし、今後の進め方、先ほど地域に入って説明も考えていくという部分についても共有は図ってございますので、連携を密にしながら、双方の取組を確認しながら減量化に向けて取組は進めてまいりたいと考えております。

議長（岩渕優君） 4番、千葉栄生君。

4番（千葉栄生君） ぜひ、ごみの減量化というものが、地域住民の方々の負担軽減につながるということを念頭に置いていただいて進めていただきたいと思います。やはり、このコンテナ回収は、その一つの大きな足がかりになるのではないかと考えておりますので、ぜひ実証ではなくて実現、本事業として取り組めるように検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、大きな2点目、最後ですが、新最終処分場について再質問をさせていただきます。

これまでもずっと、私はこの一般質問で取り上げてまいりました。やはり、行政の認識と住民の認識のずれが大きいと毎回感じております。この間、行政としては丁寧な説明会を何回も開いて、広報も発行して理解推進に努めてきたというような説明はありますが、それを発行して、そして説明会を聞いた中에서도おかしいと思っている方々がいる現状があるということです。やはり、それは適切にやってきて、そして一つ一つ積み重ねてきたという答弁はありましたけれども、今の現状から見ても、住民理解を進めてきた、住民理解を得るために進めてきた説明会というものをやはり再度検証する必要があるのではないかと考えておりますが、再度この住民説明会を、この間行ってきた認識というか、捉え方をお伺いたします。

議長（岩渕優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） これまでの経過の認識ということではありますが、先ほど管理者が答弁いたしましたように、適切な対応、説明なり進め方をしてきたということでもありますので、組合とすれば適切に進めてきたという認識であります。

議長（岩渕優君） 4番、千葉栄生君。

4番（千葉栄生君） 組合とすれば、適切に進めてきたというわけですが、それを受け止めた住民側では理解していない、余計に不安になっている方々もいるというのが実情です。だとすれば、今後、これからも新しい施設に対しての説明会を、そして地域との懇談会などを開いていくようなお話がありましたけれども、これまでどおりの説明会や懇談会ではなかなか理解が進まないと考えますが、やはり新たな理解推進というか、促進を得る上で広域行政組合として考えている説明会、理解の促進というものはどのようなものがあるのかお伺いたします。

議長（岩渕優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 今後の説明につきましては、具体的な工事なり施設の設計なり、そういうものが進むことによって、環境への影響ということも調査をして、具体的な数字でお答えしてございます。そういう施設に対する不安という部分もあれば、設計なり具体的なものを示しながらお話はできるのかと考えてございます。そういう場を設けながら、施設に対する理解を深めていただく、正しい情報を伝えていくというような中で理解をいただくように努めてまいりたいと考えております。

議長（岩淵優君） 4 番、千葉栄生君。

- 4 番（千葉栄生君） その進め方というものは、これまでと変わらないと私は感じたわけですが、やはり同じような説明会、そして住民との懇談会を持ったとしても理解は進まない、広域行政組合としてこの新最終処分場を、今後、住民理解を得て進めるという考えで変わらないのかどうかお伺いいたします。

議長（岩淵優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 住民の理解を進めていくというのは、当初から変わらず考えていることでありますので、今後とも住民理解をいただけるように努めてまいりたいと考えております。

これまでも答弁いたしておりますが、100%ということは難しいというように思っております。100%を求められるということであれば、なかなか難しいというお答えにしかならないとは思いますが、一人でも多くの方の理解を得て進めていくという、そういう考えであります。

議長（岩淵優君） 4 番、千葉栄生君。

- 4 番（千葉栄生君） 100%はなかなか難しいと、以前私の一般質問で、管理者のほうから、議員はどの程度で住民理解を得たと考えているのかと、合意を得たという考えなのかというところで私は全てというような話はいたしましたけれども、それはなかなか難しいというのも事実であります。ですが、この間、住民訴訟なり請願なり行われた団体からは、全然理解できないと、説明の意味が分らないと、なぜならば施設に対しての説明にしかなくていいということなんです。住民が不安に感じていることに対しての説明にはなっていないというのが現状ではないかと私は思っております。やはり、住民が不安に感じていることに一つ一つ寄り添って対応することが必要だと考えますが、例えば、これも毎回申し上げておりますけれども、オープン型ではなくクローズ型ならどうなのだという住民からの話も上がっております。そういう施設の見直し、そして施設周辺の環境の見直しなど含めた検討をしていく考えはないのかお伺いいたします。

議長（岩淵優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 説明会をしてもなかなか分らないというようなお話もございましたが、住民団体の方からもそういうお話をいただいております。そこにつきましては、訴訟案件で詳細についてはお答えは控えさせていただきますが、その中で説明会なり進め方の中で、ここがわからない、これはどういうことだという個別具体のお話をいただいて、それについてはこれはこういうことだということで説明会以上の具体的な案件について説明をさせていただいている状況であります。説明会よりなお詳細に、なお具体的に、なお根拠を示して説明をさせていただいているというところでありますので、そういう中で理解をいただけるような対応をしてまいりたいと考えております。

議長（岩淵優君） 4 番、千葉栄生君。

- 4 番（千葉栄生君） 今後もこの説明会、そして住民との懇談はかなり重要な一つの理解促進の大きな取組だとは思いますが、このままではやはり住民理解は進まないのだと私は思っております。その中でも、声を挙げてもどんどん施設の整備は進んでいくという現状を、住民の方々は大きく不安に感じております。やはり、ここは一旦立ち止まって、住民としっかり話し合って進めていく取組が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

議長（岩淵優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） これまでもお答えはさせていただいておりますが、やはり施設整備を進める、ここで中断をしてということではなくて、きちんとしたものを早期に整備をする、現在の処

分場にも限りがありますので、ごみ処理行政に影響が出ないようにきちんとしたものを整備していくというのが組合としての責務とも捉えておりますので、これまで様々な場面で説明をしながら議会のほうにも説明もしてまいりました。そういうことも考え合わせて、計画どおりに進めさせていただきたいというのが考えでございます。

議長（岩渕優君） 4番、千葉栄生君。

4 番（千葉栄生君） 確かに、今、最終処分場の状況というものは大分差し迫って逼迫してきているというのも私は理解しております。もう容量がかなり限界に達してきているというところも理解しておりますけれども、やはりその中でも、住民理解を得て進めるといった事業でありますから、やはりここは丁寧に、丁寧にという行政の丁寧は回数、そして広報で何回発行した、住民が不安に感じている環境影響調査に取り入れたというような説明はありましたけれども、その中でも、まだまだ理解が進んでいない、不安は取り除けていないという現状にあるわけですから、やはりここは少し時間を止めてでも、時間を止めてというか、工事を止めてでも、住民との対話を進める必要があると思いますけれども、それが不可能だとすれば、やはり今後のこの予算、令和8年度の予算も含めた最終処分場の予算、決算に賛成することはできないと申し上げて私の一般質問を終わります。

議長（岩渕優君） 千葉栄生君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

午前の会議は以上とします。

午後1時15分まで休憩します。

休憩 午後11時58分

再開 午後1時15分

議長（岩渕優君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第1号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 議案第1号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法施行令の改正に伴い、令和8年度の保険料率の算定について定めるなど、所要の改正をしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（岩渕優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 議案第1号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

まず、このたびの条例改正の提案理由で申し上げた介護保険法施行令、以下、政令と申し上げますが、この政令の改正については、令和7年度の税制改正で給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられ、合計所得金額が下がることとなったところではありますが、合計所得金額や市町村民税の課税の有無は介護保険の第1号被保険者の保険料の段階の基準として用いており、税制改正により一部の被保険者の保険料の段階が同じ収入であっても移動が生じ、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期介護保険事業計画における保険者の保険料

収入が減少する可能性があることから、政令の一部が改正されることとなったところであります。

このような改正の内容を踏まえ、介護保険法の規定により第1号被保険者の介護保険料は政令で定める基準に従い条例で定めることになっていることから、所要の改正をしようとするものであります。

条例改正の内容は、令和8年度の介護保険料の算定について、合計所得金額には、税制改正前の給与所得控除の額との差額を加えた額とし、市町村民税の課税、非課税の判定は、令和7年度税制改正前の給与所得控除の算定方法により行うこと、また、前年度及び本年度の市町村民税の非課税者が、今回の政令及び条例の改正により課税と見なされるときは、減免することについて、令和8年度の保険料の算定のみに限り適用するものであることから、附則に追加するものであります。

新旧対照表の右側、改正後の欄を御覧願います。

附則第10条は、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例を追加するものであり、第1項は、令和8年度の介護保険料の賦課期日及び市町村民税の賦課期日に一関市、または平泉町に住所を有する第1号被保険者、以下、住所を有する者と申し上げますが、この住所を有する者で、令和7年中の給与収入が55万1,000円以上65万1,000円未満である方の合計所得金額には、給与収入から55万円を控除した額を加えるものであります。

第2項は、給与収入が65万1,000円以上161万9,000円未満である方の合計所得金額に10万円を加えるものであります。

第3項は、給与収入が161万9,000円以上190万円未満である方の合計所得金額に、65万円から税制改正前の給与所得控除額を控除した額を加えるものであります。

附則第11条は、令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例を追加するものであり、世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和8年度分の市町村民税の賦課期日において住所を有し、かつその方の給与所得控除の額が税制改正による引上げの対象となり、市町村民税が課税されていない方がいるときは、平成8年度分の市町村民税が課税されているものと見なすものであります。

附則第12条は、第1号被保険者本人、またはその世帯のうちに令和7年度及び令和8年度の市町村民税が課税されておらず、政令及びこの条例の附則第11条の規定により市町村民税が課税されると見なされることとなる方がいる場合で、その方の保険料の段階が本来決定されることとなる保険料の段階よりも高い保険料の段階に決定されるときは、その第1号被保険者については減免することとし、減免後の保険料の額は令和8年度の特例を適用しない場合の額とし、また、申請は要しないものとするものであります。

改正の内容は以上であり、施行日は令和8年4月1日とするものであります。

議案第1号の補足説明は以上であります。よろしく願いいたします。

議 長（岩渕優君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（岩渕優君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（岩渕優君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第1号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(岩淵優君) 起立満場。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議長(岩淵優君) 日程第6、議案第2号、令和7年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第2号)及び日程第7、議案第3号、令和7年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第2号)、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者(石川隆明君) 議案第2号、令和7年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、一般廃棄物最終処分場整備事業費の減額など、所要の補正をしようとするものであります。

1ページを御覧願います。

歳入歳出予算の補正額は、5,170万円を減額し、歳入歳出予算の総額を34億3,172万7,000円といたしました。

2ページを御覧願います。

歳出の目的別補正額は第1表のとおりで、衛生費5,170万円を減額いたしました。

また、歳入につきましては、国庫支出金1億5,256万1,000円を減額し、繰入金1億86万1,000円を増額いたしました。

3ページとなります。

第2表、繰越明許費につきましては、用水施設管理事業などについて繰越明許しようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、5ページを御覧願います。

議案第3号、令和7年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、事業勘定においては、総務管理費の減額と介護予防・生活支援サービス等事業費の増額について、また、サービス勘定においては、介護予防支援事業費の増額について、所要の補正をしようとするものであります。

事業勘定の歳入歳出予算の補正額は87万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を170億2,689万6,000円といたしました。

また、サービス勘定の歳入歳出予算の補正額は38万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,666万6,000円といたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長(岩淵優君) 佐藤事務局長。

事務局長(佐藤正幸君) 議案第2号、令和7年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第2号)について、補足説明を申し上げます。

まず、歳出について説明いたします。

予算書の11ページをお開き願います。

3款3項3目施設整備費の一般廃棄物最終処分場整備事業費につきましては、事業の実施状況により不用額が生じる見込みであることから減額するものであります。

また、財源振替につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備事業費に充当を見込んでおりました、国の循環型社会形成推進交付金を減額したことによるものでございます。

次に、歳入につきましては、10ページとなりますが、3款1項国庫補助金につきましては、説明いたしました歳出に係る国の循環型社会形成推進交付金を減額するものであります。

6款1項基金繰入金につきましては、説明いたしました歳出の財源として見込んでおりました国の循環型社会形成推進交付金を減額したことによる財源不足を、財政調整基金の取り崩しにより賄うものであり、これにより財政調整基金の令和7年度末残高は、2億3,952万円ほどとなる見込みであります。

予算書の3ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費であります。3款3項用水施設管理事業につきましては、更新予定の水中ポンプにおいて、モーター用部品の需要急増による欠品の影響でモーターの納期が遅延し、ポンプ本体の組立てに不測の日数を要すること、一般廃棄物最終処分場整備事業につきましては、実施設計修正業務委託において市道改良設計との調整に時間を要すること、4項し尿処理施設管理事業につきましては、更新予定の制御盤に使用する電気・電子関連部品等の需要急増に伴い入手が困難となっており、制御盤製作に不測の日数を要することから、年度内完成が困難となっているため、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、議案第3号、令和7年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第2号)について、補足説明を申し上げます。

まず、事業勘定の歳出について説明をいたします。

予算書の16ページを御覧願います。

1款1項1目総務管理費につきましては、事業の実施状況により不用額が生じる見込みであることから減額するものであります。

3款1項1目介護予防・生活支援サービス等事業費につきましては、介護サービスの利用が当初の見込みよりも多く見込まれることから、増額するものであります。

次に、歳入について説明いたします。

戻りまして、14ページを御覧願います。

2款1項分担金から15ページの8款1項基金繰入金までは、説明いたしました歳出に係るものであります。

次に、サービス勘定の歳出について説明をいたします。

予算書の18ページを御覧願います。

1款1項1目介護予防支援事業費につきましては、介護予防プラン等委託料の支払いを、岩手県国民健康保険団体連合会が指定居宅介護支援事業所に直接支払うことを見込んでおりましたが、適用にならない県外の指定居宅介護支援事業所への支払いや、生活保護法における第2号被保険者相当となる者への支払いが生じたことから、増額するものであります。

次に、歳入について説明をいたします。

1款1項予防給付費収入につきましては、説明いたしました歳出に係るものであります。

議案第2号及び議案第3号の補足説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（岩淵優君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩淵優君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩淵優君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

初めに、議案第2号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩淵優君） 起立満場。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩淵優君） 起立満場。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議長（岩淵優君） 日程第8、議案第4号、令和8年度一関地区広域行政組合一般会計予算及び日程第9、議案第5号、令和8年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 議案第4号、令和8年度一関地区広域行政組合一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算書の1ページを御覧願います。

本案は、一般会計予算について、歳入歳出予算の総額を96億2,434万5,000円と定めようとするものであります。

3ページを御覧願います。

目的別歳出額は、第1表のとおりで、議会費232万6,000円、総務費7,499万8,000円、衛生費95億3,387万3,000円、公債費314万8,000円、予備費1,000万円といたしました。

これを賄う財源といたしましては、2ページとなります。

分担金及び負担金74億637万9,000円、使用料及び手数料1億7,442万2,000円、国庫支出金18億5,498万4,000円、財産収入90万8,000円、寄附金1,000円、繰入金1億3,000万円、繰越金1,000円、諸収入5,765万円を見込みました。

4ページを御覧願います。

第2表、継続費につきましては、一般廃棄物最終処分場建設事業について、継続費を設定しようとするものであります。

5ページを御覧願います。

第3表、債務負担行為につきましては、環境影響評価事後調査（令和9年調査）業務委託及び一関清掃センターし尿処理施設運転管理業務委託について、期間及び限度額を定めようとするものであります。

また、戻りまして1ページとなります。

一時借入金の借入れの最高額は1億円といたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、7ページとなります。

議案第5号、令和8年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険事業に要する経費として、事業勘定につきましては歳入歳出予算の総額を170億690万4,000円、また、サービス勘定につきましては歳入歳出予算の総額を1,302万円と定めようとするものであります。

事業勘定の歳入歳出予算の款項ごとの金額は、8ページから10ページまで、サービス勘定の歳入歳出予算の款項ごとの金額は11ページ、それぞれ第1表のとおりであります。

また、戻りまして7ページとなりますが、一時借入金の借入れ最高額は10億円といたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

以上であります。

議長（岩淵優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 議案第4号、令和8年度一関地区広域行政組合一般会計予算について及び議案第5号、令和8年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

歳出については予算の概要で、歳入については予算書で、それぞれ一般会計、特別会計の順に説明を申し上げます。

まず、一般会計予算の歳出であります。予算の概要の14ページをお開き願います。

3款1項1目、生活環境対策費につきましては、各清掃センター周辺の住民の皆様との公害防止などに関する会議の開催のほか、施設周辺住民の多項目検診などを行うものであります。

次に、ごみ減量化対策費につきましては、ごみ収集カレンダー及びごみ分別徹底チラシの配布のほか、ごみ分別アプリの保守管理などを行うものであります。

15ページとなりますが、一般廃棄物処理施設整備推進事業費につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設及び一般廃棄物最終処分場整備に対する事業の推進のため、説明会や広報の発行を行うものであります。

2項1目、火葬場管理費につきましては、釣山斎苑及び千厩斎苑の管理費であり、千厩斎苑の待合室の洋室化工事、斎苑予約システムの構築のほか、整備計画により火葬炉設備補修、高圧機器更新工事などを実施するものであります。

3項1目、ごみ焼却施設管理費及び16ページとなりますが、リサイクル施設等管理費につきましては、一関清掃センター及び大東清掃センターの整備計画により、燃焼設備等整備、破碎設備整備などを実施するものであります。

次の用水施設管理費につきましては、一関清掃センターの整備計画により、取水ポンプ場ほか補修などを実施するものであります。

次のごみ収集運搬事業費につきましては、一関清掃センター及び大東清掃センターにおける一

般廃棄物収集運搬委託などを実施するものであります。

17ページとなりますが、3目、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備事業につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設の整備費であり、敷地造成工事、建設施工監理業務委託、建設工事、環境影響評価事後調査などを実施するものであります。

18ページとなりますが、一般廃棄物最終処分場整備事業費につきましては、一般廃棄物最終処分場の整備費であり、発注支援業務委託、建設工事施工監理業務委託、建設工事、緩衝緑地帯整備測量設計業務委託などを実施するものであります。

4項1目、し尿処理施設管理費につきましては、一関清掃センター及び川崎清掃センターの整備計画により、し尿処理施設の脱水機整備、曝気ブローア整備、高負荷脱窒素処理設備整備などを実施するものであります。

次に、介護保険特別会計の事業勘定の歳出であります。予算の概要の19ページをお開き願います。

1款3項1目、認定審査費につきましては、介護認定審査会について、委員報酬や主治医意見書作成料などを見込んだものであります。

20ページをお開き願います。

2款1項1目、介護サービス費は、要介護1から5の方が利用したサービスに対する給付であります。

2目、介護予防サービス費は、要支援1及び2の方が利用したサービスに対する給付であります。

3目、審査支払手数料は、介護報酬請求内容の審査や介護サービス事業者への支払い業務に対する岩手県国民健康保険団体連合会への手数料であります。

4目、高額介護等サービス費は、同じ月に利用した介護サービス利用者の自己負担額が限度額を超えた場合に、超えた分を給付するものであります。

5目、高額医療合算介護等サービス費は、同一世帯内で介護保険と医療保険の両方を利用し、自己負担の合算額が限度額を超えた場合に、超えた分を給付するものであります。

6目、特定入所者介護サービス費は、介護保険施設などの居住費と食費が所得や資産に応じた自己負担額を超えた場合に、超えた分を給付するものであります。

21ページとなります。

3款1項1目、介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、要支援1及び2の方や、基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた方を対象として実施するものであります。

サービスAは、介護予防給付の基準緩和による短時間のサービスに対する給付であります。

次の一般介護予防等事業費につきましては、介護予防事業のうち訪問型サービス事業と通所型サービス事業の一部と一般介護予防事業を構成市町へ委託して実施するものであります。

サービスBは、住民ボランティア団体が行う生活支援サービスであり、サービスCは、保健・医療の専門職が行う短期集中型予防サービスであります。

22ページをお開き願います。

3款2項1目、包括的支援事業費につきましては、介護予防ケアマネジメントや総合相談、権利擁護などの地域包括支援センターの運営を社会福祉法人などに委託して行うものであります。

次の任意事業費につきましては、構成市町への委託により、家族介護者支援事業、配食・給食

サービス事業などを実施するものであります。

次に、サービス勘定の歳入であります、予算の概要の23ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目、介護予防支援事業費につきましては、介護予防ケアプランの作成について、直営で2,305件、居宅介護支援事業所への委託が108件を見込んだところであり、サービス調整、評価、給付管理などを行うものであります。

次に、一般会計予算の歳入であります、予算書の14ページ、15ページをお開き願います。

1 款 1 項 分担金につきましては、均等割、人口割及び施設の利用割によるものであります。

2 項 負担金につきましては、千厩斎苑の待合室洋室化工事に係る負担金、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設及び一般廃棄物最終処分場の整備に係るごみ処理施設整備費負担金及び地方債の償還に係る負担金で、負担割合は人口割であります。

なお、構成市町ごとの分担金及び負担金の額、並びに構成比であります、一関市が69億4,914万6,000円で構成比が93.83%であります。平泉町が4億5,723万3,000円で構成比は6.17%であります。

次に、16ページ、17ページをお開き願います。

3 款 1 項 国庫補助金につきましては、斎苑予約システム構築に対する補助金、各清掃センターにおける排気ガスなどの放射能濃度測定に対する補助金及びエネルギー回収型一般廃棄物処理施設などの整備に対する補助金であります。

6 款 1 項 基金繰入金につきましては、一関清掃センター、大東清掃センター及び川崎清掃センターの補修工事などのための財源とするものであります。

次に、介護保険特別会計の事業勘定の歳入であります、予算書の49ページをお開き願います。

1 款 保険料につきましては、令和7年度当初に比べ被保険者数は減少傾向にあるものの、所得段階の高い被保険者数が増えたことにより増額と見込んだところであります。

2 款 分担金につきましては、均等割、高齢者人口割及び介護給付などの実績割によるものであります。

なお、構成市町ごとの分担金の額及び構成費であります、一関市が23億8,583万2,000円で構成比は93.97%、平泉町が1億5,318万7,000円で構成比が6.0%であります。

50ページをお開き願います。

4 款の国庫支出金から52ページの6 款 県支出金までは、介護給付費などに係る国県支出金と支払基金交付金であります。

53ページとなりますが、8 款 1 項 介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護保険料の年度間調整分の取り崩しであります。

次に、サービス勘定の歳入であります、予算書の76ページをお開き願います。

1 款 サービス収入につきましては、介護予防サービス計画費収入であり、介護予防ケアプラン作成2,413件、前年度比では157件の減と見込んだところであります。

議案第4号及び議案第5号の補足説明は以上であります。よろしくお願い申し上げます。

議 長（岩淵優君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（岩淵優君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(岩淵優君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

初めに、議案第4号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(岩淵優君) 起立多数。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(岩淵優君) 起立満場。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長(岩淵優君) 日程第10、議案第6号、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等建設工事の請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者(石川隆明君) 議案第6号、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等建設工事の請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

本案は、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業について、令和7年12月18日、入札に付したところ、株式会社タクマ東京支社を代表企業とする共同企業体が落札しましたので、同企業体を構成するタクマ・大建設計・日本国土開発・佐々木組特定建設工事共同企業体と233億6,400万円で請負契約を締結しようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長(岩淵優君) 佐藤事務局長。

事務局長(佐藤正幸君) 議案第6号、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等建設工事の請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

議案書を御覧願います。

1の工事名は、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等建設工事であります。

2の工事場所は、一関市弥栄字一ノ沢地内であります。

3の工事内容は、実施設計、建築工事、電気工事、管工事一式であります。

4の契約金額は233億6,400万円であります。

5の契約の相手方は、タクマ・大建設計・日本国土開発・佐々木組特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社タクマ東京支社、支社長、田邊靖氏であります。

参考資料ナンバー1を御覧願います

参考資料ナンバー1は、請負契約の目的について記載しており、新たにエネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設を設置するため、建設工事を実施しようとするものであります。

参考資料ナンバー2を御覧願います。

参考資料ナンバー 2 は位置図でありますが、工事箇所は国道284号に隣接し、弥栄市民センター平沢分館の南、弥栄小学校から西に位置した場所であります。

なお、施設の配置計画や構造については、契約締結後に事業者が設計し組合が承諾し決定することとしております。

参考資料ナンバー 3 を御覧願います。

参考資料ナンバー 3 は、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等建設工事全体計画であります。

本工事に係る事業全体の費用については、期間を令和 3 年度から令和12年度までとし、総額267億1,611万5,000円の予定であります。

参考資料ナンバー 4 を御覧願います。

参考資料ナンバー 4 は、入札調書であります。

本請負契約につきましては、総合評価一般競争入札により入札を実施したところであり、記載の代表企業による 2 グループの参加がありました。

令和 7 年12月18日に総合評価を行ったところ、記載の評価点数の結果となったことから、事業者選定委員会において落札者を選定したところであります。

議案第 6 号の補足説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（岩淵優君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩淵優君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩淵優君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第 6 号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩淵優君） 起立満場。

よって、議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

議長（岩淵優君） 日程第11、議案第 7 号、和解についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 議案第 7 号、和解について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した東京電力株式会社原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響対策に要した費用のうち、平成30年度から令和 3 年度までに実施したものに係る損害賠償請求に関し、あっせんの申し立てを行った原子力損害賠償紛争解決センターから和解案の提示を受け、東京電力ホールディングス株式会社と和解しようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（岩淵優君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 議案第 7 号の和解について、補足説明を申し上げます。

参考資料ナンバー 2 の原子力損害賠償紛争解決センターからの提示された和解案についてをお開き願います。

1 の事案の内容であります、本件は、組合が東京電力株式会社原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響対策に要した費用のうち、平成30年度から令和 3 年度までに実施したものに係る損害賠償請求を行い、同社が損害賠償請求に応じない費用について、令和 5 年10月19日に組合議会の議決を経て原子力損害賠償紛争解決センター、以下、紛争解決センターと申し上げますが、この紛争解決センターにあっせんの申立てを行ったところ、紛争解決センターから和解案の提示があったことから、これを受諾し和解しようとするものであります。

2 の和解の相手方につきましては、東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号、東京電力ホールディングス株式会社、代表執行役社長、小早川智明であります。

3 の経過について説明を申し上げます。

(1)であります、組合はこれまで平成23年度から令和 6 年度までの放射性物質による影響対策に要した費用について、第 2 次から第17次まで合わせて 2 億3,340万円余の賠償請求を行ってまいりました。

下の表は、これまで組合が東京電力に請求し、受領した賠償金の一覧であります。

表の上から 4 つ目、平成30年度から令和 3 年度分、第11次から第14次が今回の和解案の対象であります。

申立額の詳細につきましては、1 ページの参考資料ナンバー 1 に記載のとおりでありまして、現在の申立額は損害賠償請求額、表の A の欄になりますが、合計欄の4,873万円余から、B の欄になりますが、合計額4,162万円余を除きまして、C 欄の711万円余となっているところであります。

参考資料ナンバー 2 に戻りまして、2 ページをお開き願います。

(2)であります、組合は、平成30年度から令和 3 年度までの第11次から第14次のうち、東京電力が当該請求に応じない費用について、県及び県内市町村等と協調しながら、令和 6 年 3 月に紛争解決センターに対してあっせんの申立てを行ったところであります。

(3)であります、組合は、あっせんの申立てを行った711万円余について、紛争解決センターからの照会に応じ追加資料の提出や、継続して放射性物質濃度測定を実施すること以外の方法では住民に安全性を証明することができなかったとの組合の考えを意見書として提出したところであります。

(4)であります、紛争解決センターは令和 7 年 8 月 8 日に、東京電力は28万1,000円の損害賠償金を支払う義務があることを認めるとする和解案を提示いたしました。これに対して東京電力は、9 月 1 日付文書で和解案の受諾の意向を表明したところであります。

4 の紛争解決センターから示された和解の内容につきましては、(1)として、東京電力は当組合に対して和解金として28万1,000円の支払い義務があることを認めること、(2)として、東京電力は(1)の金額を当組合に対し、本和解成立後14日以内に一括で支払うこと、(3)として、本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力が及ばず、当組合が東京電力に対し別途損害賠償請求することを妨げないこと、(4)として、本和解に定める金額に係る遅延損害金について、当組合は東京電力に対して別途請求しないこと、(5)として、本和解に関する手続費用は各自の負担とすることという内容であります。

5 の紛争解決センターの和解額算定の考え方につきましては、(1)和解金額の算定について、紛

争解決センターは、損害賠償請求した事業費が国の指示によるものか否かを問わず、個別具体的な事情に応じて本件事故との相当因果関係にある損害と認められるものは全て賠償の対象となるとしております。

各項目の考え方につきましては、アの検査、測定費用については、最終処分場における国のガイドラインで義務づけられていない検体の放射性物質濃度測定費は、特定一般廃棄物処理施設である舞川清掃センター及び東山清掃センターについては認めることとするが、事故との相当因果関係として認められる範囲、いわゆる寄与度については、事故発生から時間が経過していること、空間放射線量が低値で安定していることなどから、周辺住民との協定に基づき実施している東山清掃センターについては2割、周辺住民との協定や要望等に基づかず実施している舞川清掃センターについては1割の範囲とするというものであります。

特定一般廃棄物処理施設ではない花泉清掃センターについては、事故発生から10年経過した令和2年度まで、空間放射線量も低値で安定しており、令和3年度から測定を終了していることなどから、本件事故との相当因果関係は認められないため対象外とするというものであります。

一関清掃センター及び川崎清掃センターにおける放流水等の放射性物質濃度測定費については、放流水等の処理工程上放射性物質が混入する可能性は低く、検査結果も平成25年度以降検出限界値以下が続いていることから、本件事故との相当因果関係は認められないため対象外とするというものであります。

3ページとなりますが、イの職員人件費につきましては、勤務時間外に事故対応業務を行った直接時間外勤務手当について、特定一般廃棄物である飛灰の埋立工事に関する業務については請求どおり認めるが、舞川清掃センターの活性炭に係るろ材交換業務については、浸出水、ろ過原水、砂ろ過器の検出結果がいずれも検出下限値未満であり、活性炭に放射性物質が付着する可能性は低いことなどから、寄与度を1割の範囲としたというものであります。

本件事故対応業務を行った結果、通常業務を時間外に行わざるを得ない、いわゆる押し出し時間外については、根拠が不明瞭であるため対象外であるとされたほか、勤務時間内に行った事故対応業務の人件費相当額についても、地方公共団体の人件費に係る損害賠償事件について、常勤職員の給与等の勤務時間内の人件費が損害とは認められないとの判例により、原発事故の有無にかかわらず組合が支出すべきものと判断され、組合の主張した全額をそのまま損害として認めることは困難であるとの説明を受けたものであります。

繰り返しになりますが、時間外勤務については、業務内容が原発事故対応業務であっても通常の業務であっても、原発事故対応によって増加した分の時間外勤務手当は認めるが、勤務時間内の人件費は、原発事故による追加経費ではないという見解であります。

ウのその他放射線影響対策に要した費用につきましては、空間線量率測定器の校正費については、周辺住民との公害防止協定に基づいて実施した東山清掃センター分については請求どおり認められるが、一関清掃センター及び大東清掃センター分については、平成30年度及び令和元年度は各年度の請求5台のうち2台分、令和2年度及び令和3年度は各年度の請求6台のうち3台分をそれぞれ認めるものとするというものであります。

国のガイドラインで定める回数を超えた飛灰の測定に使用した飛灰保管容器の購入費については、国のガイドラインで定める測定に対しては直接請求で支払い済みであることから、寄与度を1割の範囲としたというものであります。

(2)の端数処理については、被害の迅速な救済を使命とする和解仲介手続の性質上、申立人の個

別の立証負担を軽減していることとの均衡上、各損害項目の損害の端数は1,000円未満を切り捨てるといふものであります。

4ページをお開き願います。

この表は、ただいま説明いたしました紛争解決センターが提示した和解案について、損害項目ごとにまとめた表となっておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が同センターから提示された和解案の内容であります。

6の和解の提案理由につきましては、今回提示された和解案については、地方公共団体の人件費に係る損害賠償事件の判例及び紛争解決センターが考える本件事故との相当因果関係等から判断されたものであり、組合としては十分な内容とはいえないものの、和解契約書中に、本和解に定める金額を超える部分について、本和解の効力が及ばず、一関地区広域行政組合が東京電力に対し別途損害賠償の請求をすることを妨げないとの項目があることから、紛争解決センターから提示された和解案を受諾し、和解することが適当と判断するものであります。

また、今後、和解案に示された和解金に含まれていない683万円余については、今後、紛争解決センターへの総括基準や判例等の状況を見ながら、再度同センターへのあっせんの申立てを検討してまいりたいと考えているところであります。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（岩淵優君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩淵優君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩淵優君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第7号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩淵優君） 起立満場。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議長（岩淵優君） 以上で、議事日程の全部を議了しました。

議長（岩淵優君） 管理者より発言の申出がありますので、これを許します。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 第61回一関地区広域行政組合議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、令和8年度予算及び各議案につきまして、慎重な御審議を賜りました。本日、ここに御承認をいただきましたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

本定例会で賜りました一般廃棄物処理、介護保険事業に対する御意見、御提言につきましては、一関市及び平泉町との連携を一層図りながら、今後の組合運営に生かしてまいりたいと考えております。

今後とも、議員各位の一層の御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げまして、第61回

定例会の閉会に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（岩淵優君） 第61回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、令和8年度一般会計及び介護保険特別会計予算や請負契約締結に関する議案など、当局提案7件の議案が付議されたところではありますが、終始慎重かつ熱心な審議をいただき、全ての議案が議了いたしました。

これもひとえに、議員各位の御協力と、管理者を始め職員の皆様の誠意ある対応によるものと感謝申し上げる次第であります。

定例会の冒頭、管理者より施策の推進方針の表明がなされたところであります。

衛生事務については、重点事業であるエネルギー回収型一般廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル施設及び一般廃棄物最終処分場の整備に関し具体的な取組が示されたところであります。

事業実施に当たっては、引き続き地域住民の皆様に対し丁寧な説明を行い、御理解、御協力をいただきながら事業の推進を図れるようお願いするものであります。

介護保険事務については、介護の必要性が増す75歳以上の高齢者が増加する中、持続可能な事業運営に努め、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、着実な取組を進めていただくことをお願いいたします。

また、一般質問において各議員から開陳された意見等につきましては、今後の広域行政組合の運営に反映され、さらなる充実強化を図られますよう望むものであります。

当議会といたしましても、一関市及び平泉町の住民の福祉増進のため、当組合執行部とともに力を尽くしてまいる所存であります。

結びに、今定例会の運営に御協力を賜りました議員各位、管理者、監査委員及び職員の皆様に衷心より感謝を申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。

議長（岩淵優君） 以上をもちまして、第61回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後2時13分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 岩 渕 優

一関地区広域行政組合議会議員 森 英 隆

一関地区広域行政組合議会議員 佐藤 敬一郎